

期末手当及び勤勉手当の支給月数について（校園）

人事委員会勧告に基づき、会計年度任用職員以外の職員について公民較差分として期末手当及び勤勉手当を次のとおり引き上げる。なお、会計年度任用職員は人事委員会勧告に基づき次のとおり引き上げる。

1 支給月数

(A) 再任用職員以外の職員

(1) 校長、所長、准校長、園長、副校長及び教頭

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5	現行	1.000	1.200	2.200	1.000	1.200	2.200	2.000	2.400	4.400
	改定後	1.000	1.200	2.200	1.050	1.250	2.300	2.050	2.450	4.500
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.100	0.050	0.050	0.100
R6	改定後	1.025	1.225	2.250	1.025	1.225	2.250	2.050	2.450	4.500
	現行との差	0.025	0.025	0.050	0.025	0.025	0.050	0.050	0.050	0.100

(2) (1) 以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5	現行	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200	2.400	2.000	4.400
	改定後	1.200	1.000	2.200	1.250	1.050	2.300	2.450	2.050	4.500
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.100	0.050	0.050	0.100
R6	改定後	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250	2.450	2.050	4.500
	現行との差	0.025	0.025	0.050	0.025	0.025	0.050	0.050	0.050	0.100

(B) 再任用職員

(1) 校長、所長、准校長、園長、副校長及び教頭

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5	現行	0.575	0.575	1.150	0.575	0.575	1.150	1.150	1.150	2.300
	改定後	0.575	0.575	1.150	0.600	0.600	1.200	1.175	1.175	2.350
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.025	0.025	0.050	0.025	0.025	0.050
R6	改定後	0.5875	0.5875	1.1750	0.5875	0.5875	1.1750	1.1750	1.1750	2.3500
	現行との差	0.0125	0.0125	0.0250	0.0125	0.0125	0.0250	0.0250	0.0250	0.0500

(2) (1) 以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5	現行	0.675	0.475	1.150	0.675	0.475	1.150	1.350	0.950	2.300
	改定後	0.675	0.475	1.150	0.700	0.500	1.200	1.375	0.975	2.350
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.025	0.025	0.050	0.025	0.025	0.050
R6	改定後	0.6875	0.4875	1.1750	0.6875	0.4875	1.1750	1.3750	0.9750	2.3500
	現行との差	0.0125	0.0125	0.0250	0.0125	0.0125	0.0250	0.0250	0.0250	0.0500

(C) 会計年度任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5	現行	1.250	0	1.250	1.250	0	1.250	2.500	0	2.500
	改定後	1.250	0	1.250	1.350	0	1.350	2.600	0	2.600
	現行との差	0.000	—	0.000	0.100	—	0.100	0.100	—	0.100
R6	改定後	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250	2.450	2.050	4.500
	現行との差	▲ 0.025	1.025	1.000	▲ 0.025	1.025	1.000	▲ 0.050	2.050	2.000

2 勤勉手当の詳細(教育職給料表適用者)

(A) 再任用職員以外の職員

(1) 校長、所長、准校長及び園長

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R5. 12	1. 250	1. 238 +2 α +2f	1. 238 + α +f	1. 238	1. 105	0. 984
R6. 6以降	1. 225	1. 213 +2 α +2f	1. 213 + α +f	1. 213	1. 080	0. 959

(2) 副校長及び教頭

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R5. 12	1. 250	1. 250 +2f	1. 250 +f	1. 250	1. 117	0. 996
R6. 6以降	1. 225	1. 225 +2f	1. 225 +f	1. 225	1. 092	0. 971

(3) (1)、(2)以外の教育職給料表適用者

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R5. 12	1. 050	1. 050 +6f	1. 050 +4f	1. 050 +f	1. 006	0. 962
R6. 6以降	1. 025	1. 025 +6f	1. 025 +4f	1. 025 +f	0. 981	0. 937

(B) 再任用職員

(1) 校長、所長、准校長及び園長

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R5. 12	0. 6000	0. 6000	0. 6000	0. 6000	0. 5330	0. 4720
R6. 6以降	0. 5875	0. 5875	0. 5875	0. 5875	0. 5205	0. 4595

(2) 副校長及び教頭

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R5. 12	0. 600	0. 600	0. 600	0. 600	0. 533	0. 472
R6. 6以降	0. 5875	0. 5875	0. 5875	0. 5875	0. 5205	0. 4595

(3) (1)、(2)以外の教育職給料表適用者

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R5. 12	0. 500	0. 500	0. 500	0. 500	0. 478	0. 455
R6. 6以降	0. 4875	0. 4875	0. 4875	0. 4875	0. 4655	0. 4425

3 実施時期

令和5年度分については、令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当から、令和6年度以降分については、令和6年6月期の期末手当及び勤勉手当から適用。

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（校園）

(1) 令和5年12月期

ア 再任用職員以外の職員

(原資) 1.050月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	1.116
第2区分	1.094
第3区分	1.061
第4区分	1.006
第5区分	0.962

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	1.198	1.216
第2区分	1.139	1.151
第3区分	1.065	1.068
第4区分	0.988	0.988
第5区分B	0.975	0.975
第5区分C	0.938	0.938
第5区分D	0.900	0.900

イ 再任用職員

(原資) 0.500月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	0.500
第2区分	0.500
第3区分	0.500
第4区分	0.478
第5区分	0.455

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	0.514	0.514
第2区分	0.507	0.507
第3区分	0.500	0.500
第4区分	0.473	0.473
第5区分B	0.467	0.467
第5区分C	0.459	0.459
第5区分D	0.451	0.451

(2) 令和6年度以降

ア 再任用職員以外の職員

(原資) 1. 0 2 5 月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	1.085
第2区分	1.065
第3区分	1.035
第4区分	0.981
第5区分	0.937

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	1.119	1.131
第2区分	1.086	1.094
第3区分	1.039	1.041
第4区分	0.963	0.963
第5区分B		
第5区分C	0.913	0.913
第5区分D	0.875	0.875

イ 再任用職員

(原資) 0. 4 8 7 5 月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	0.4875
第2区分	0.4875
第3区分	0.4875
第4区分	0.4665
第5区分	0.4425

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	0.4915	0.4915
第2区分	0.4895	0.4895
第3区分	0.4875	0.4875
第4区分	0.4605	0.4605
第5区分B		
第5区分C	0.4465	0.4465
第5区分D	0.4385	0.4385

2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

3 実施時期

1 (1) は令和5年12月勤勉手当、1 (2) は令和6年6月勤勉手当から適用。

4 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。